

## 四谷駅周辺地区を区分地区に指定することについて

### 1. 景観まちづくり計画における四谷駅周辺地区の現在の区分

新宿区では、地域の特性を活かした景観の創出を求める区分地区として、区内全域で6つの特別な地区と一般地域を定めています。いずれも各地区の地域特性を反映したまちなみの創出が図られています。現在、四谷駅周辺地区には区分地区の指定はなく、一般的な地域の一律の基準が適用されています。

#### 区内の区分地区



新宿区  
一般地域 → 「現在の四谷駅周辺地区」

- ・水とみどりの神田川・妙正寺川地区
- ・歴史あるおもむき外濠地区
- ・新宿御苑みどりと眺望保全地区
- ・粋なまち神楽坂地区
- ・エンターテインメントシティ歌舞伎町地区
- ・落合の森保全地区

### 2. 地区計画におけるまちの将来像

四谷駅周辺地区では、地区計画が定められました。地区計画では、活かすべき魅力を目標として明確にし、建築物等の用途の制限や高さの最高限度などのルールを定めました。その中で、建築物の形態、色彩、意匠については、景観まちづくり計画に委ねるものとしてまとめられました。

#### 地区計画の目標

・四谷駅前地区

防災性の向上や都市基盤の整備  
業務・商業機能の強化  
及び文化・交流機能の導入  
駅前新たな賑わい交流拠点の形成

・四谷一丁目北地区

魅力ある良好な街並みを誘導  
業務・商業集積地としての更なる活性化  
歩行者空間の拡充

四谷駅前地区と四谷一丁目北地区が一体となった四谷地域の拠点形成  
外濠緑地や迎賓館、玉川上水等の貴重な自然的・歴史的資源を活かしたまちづくり  
緑豊かで趣のある「賑わい交流の心」の形成

#### 地区整備計画

■ 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

- ・建築物等は、東京都及び新宿区の景観形成基準等に合った形態又は色彩等にするとともに、原色を避け街並み形成に配慮するなど周辺環境と調和したものとします。
- ・四谷一丁目北地区では、しんみち通りの店舗の連続性に配慮し、賑わい形成に資する意匠とします。

### 3. 四谷駅周辺地区を区分地区に指定

地区計画が決定し目指す将来像が示されたことから、その将来像にあった景観を誘導するため、景観の方針や基準を検討していきます。